

# どんなものがあるの？

## 農業の補助金や助成金

市では、「農業を営む方」、「これから農業を始めようとする方」に様々な支援を行っています。  
 主な補助制度を紹介しますので積極的に活用ください。



### 遊休農地等の活用

#### 遊休農地等 利用促進補助金

遊休農地等の有効活用を図るため、荒廃した農地を再利用し農業経営の規模拡大を目指す農業者を支援します。

#### ■補助対象者

市内に住所があり、農地を借りて農業経営の規模拡大をしようとする農業者及び農業生産法人

#### ■補助金の額

①賃借権を新規に設定した遊休農地（10aあたり）  
20,000円

②賃借権を新規に設定した荒廃農地（10aあたり）  
50,000円

③遊休農地・耕作放棄地において営農再開を目的に作付けした種苗等の購入費  
購入費総額（消費税除く）の1/4に値する金額

#### ■補助要件

- ①農業振興地域の農用地に指定されている農地
- ②農業委員会を通して5年以上の賃借権の新規利用権設定を行っていること
- ③賃借権の利用権設定面積が5a以上あること

■補助対象にならないもの  
①同一世帯員から賃借権を設定した農地

②同一の世帯員のみで構成された農業生産法人がその構成員から賃借権を設定した農地

③農業生産法人が当該法人の事業に常時従事しているもの又は当該法人の構成員から賃借権を設定した農地

④農業者年金の受給のために賃借権を設定した農地  
荒廃した農地を再利用する補助金は国の耕作放棄地再生利用交付金制度もありますのでお問い合わせください。

### 環境保全の取り組み

#### 環境保全型農業 直接支払交付金

農業も地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっており、環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者に対して支援します。

#### ■交付対象者

- 次の要件を満たす販売を目的として生産を行う農業者、集落営農（農業者グループ）
- ①エコファーマーの認定を受けていること

②農業環境規範に基づく点検を行っていること

#### ■交付金の額

（10aあたり）8,000円

#### ■交付対象となる取組

- ①化学肥料、化学合成農薬の5割低減とカバークロップの作付けを組み合わせた取組
- ②化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ又は草生栽培を組み合わせた取組
- ③化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- ④有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

### 新規就農者へ支援

#### 新規就農者 支援事業助成金

新規に認定就農者（県が就農計画を認定した就農者）となった者が、農業で生計を維持するうえで、生活自体に窮する場合及び借家の賃借に窮する場合に、その生活支援・住居助成を行います。

#### ■新規就農者生活支援事業

#### ◇助成対象者

専ら農業だけで生計を維持することを目的に、市内に1

ターン等をした概ね45歳までの市内で新たに農業を営む予定の者で、就農1年目において生活に窮する者

◇助成額（一世帯あたり）  
月額50,000円以内  
（最大2年間）

■新規就農者住居助成事業  
◇助成対象者

専ら農業だけで生計を維持することを目的に、市内にターン等をした概ね45歳までの市内で新たに農業を営む予定の者で、市内に生活の拠点がいない者

◇助成額（一世帯あたり）  
月額30,000円以内  
（最大2年間）

◇支給条件

- ①市内に住所を有し、事業終了後3年以上、市内で営農の継続が見込まれる者
- ②市内において、新規就農から2年以内にある者

**転作等による生産調整**

**農業者戸別  
所得補償交付金**

米価を安定させるため米の需給調整を行い転作等により生産調整を実施している販売農家に対し、申請により国の交付金が交付されます。

■米の所得補償交付金

生産数量目標を達成している販売農家を対象に、主食用米の作付面積から10aを控除した面積に対して、（1aあたり）1,500円

■水田活用の所得補償交付金

水田で麦、大豆、米粉用米等を販売目的に生産する農家を対象に、作付面積に対し、生産作物毎に設定された単価で交付

■畑作物の所得補償交付金

麦、大豆等の畑作物を生産数量目標に従って、販売目的で生産する農家を対象に、出荷した数量と品質の等級に応じて交付

この交付金の申請期限は、6月末となっており、現在は申請を受け付けておりません。平成25年度産の申請受付は、平成25年5月頃の予定です。

**カントリーエレベーター  
利用促進補助**

水田農業の合理化及び生産コストの低減等、経営安定を目的とする葦崎カントリーエレベーターの利用促進を図るため利用農家に対して、施設利用料の一部を補助します。

■補助単価（1kgにつき）  
生もみ5円 乾もみ3円

■申請先

梨北農業協同組合営農部  
☎2314570

**有機農業普及促進  
事業補助・  
果樹新植苗木事業費  
補助**

■有機農業普及促進事業補助  
対象者

市内に住所を有し、J A 梨北堆肥センター製造の家畜排せつ物肥料「土の里」を1月1日から12月31日までに480kg以上（30袋以上）購入した方に、購入額の1/4を補助します。

■果樹新植苗木事業費補助対象者

市内に住所を有し、もも・かき・りんご・ぶどう・すもも・さくらんぼのいずれかの樹種を1月から12月までに10本以上購入した方に、購入額の1/4を補助します。

■申請先

梨北農業協同組合営農部  
☎2314570

**お問い合わせ**

農林課農林振興担当  
（内線2233〜2225）

**埋蔵文化財包蔵地の  
確認について**

◆建設・造成行為等を計画されている場合

事前に工事予定地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するか否かを、工事予定地の地図をご用意のうえ、お問い合わせください。

◆遺跡取り扱いの概要

◇工事予定地が包蔵地（遺跡）に該当する場合

着手予定日の60日以上前に文化財保護法に基づく所定の手続きをおこなう必要があります。

手続き不要  
●工事着手

試掘で遺跡なし

※該当なしでも試掘等をお願いすることがあります（遺跡の有無が不明の場合等）。  
●試掘の結果、発掘調査が必要な場合があります。

事前に遺跡かどうかを  
葦崎市教育委員会へ照会

該当あり

文化財保護法に基づく所定の手続き  
●工事着手の60日前に届出  
●試掘等

試掘で遺跡あり

発掘調査等  
結果を受けて、保存について協議をお願いします。

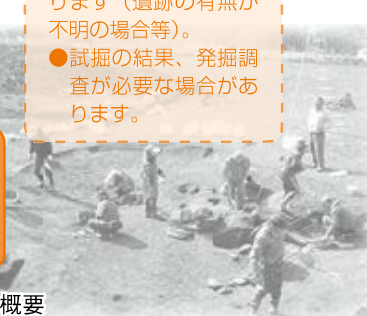


図1 遺跡取り扱いの概要

◇未届出で着手した場合

工事中断となる場合がありますので、余裕を持った早めの問い合わせをお願いします。

※不明な点等がございましたら左記までご連絡ください。

■お問い合わせ

※電話でのお問い合わせは、事前に工事予定地の地図をFAXにて送付してください。

教育課生涯学習担当

（内線269）  
☎2211215